

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年8月16日(2007.8.16)

【公表番号】特表2007-508064(P2007-508064A)

【公表日】平成19年4月5日(2007.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2007-013

【出願番号】特願2006-534435(P2006-534435)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/06 (2006.01)

A 6 1 F 2/84 (2006.01)

A 6 1 B 17/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/06

A 6 1 M 29/02

A 6 1 B 17/00 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月28日(2007.6.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一端(43)に開口部と内面(46)とを有する第1のプロテーゼモジュール(40)と、

一端(47)に開口部と外面(48)とを有する第2のプロテーゼモジュール(50)とを備えるモジュール式管腔内プロテーゼであって、

前記第1および第2のモジュール(40、50)はグラフト材から形成され、前記第2のモジュール(50)の前記一端(47)を前記第1のモジュール(40)の前記一端(43)に挿入することにより接続され、

前記内面(46)または外面(48)のいずれか一方が少なくとも1つの突起(42または44)を含み、

前記内面(46)または外面(48)の他方は少なくとも1つの表面特徴(42または44)を含み、前記少なくとも1つの表面特徴(42または44)はグラフト材に形成され、前記モジュール(40、50)が接続される際に前記少なくとも1つの突起(42または44)に係合する、モジュール式管腔内プロテーゼ。

【請求項2】

前記少なくとも1つの突起(42または44)は第1の隆起(42または44)であり、前記少なくとも1つの表面特徴(42または44)は第2の隆起(42または44)であり、前記第1の隆起(42または44)は少なくとも実質的に、前記第2の隆起(42または44)を補完する、請求項1に記載のプロテーゼ。

【請求項3】

前記少なくとも1つの突起(42または44)は

(1)第1の螺旋状隆起(42または44)であり、前記少なくとも1つの表面特徴(42または44)は第2の螺旋状隆起(42または44)であり、または前記少なくとも1つの突起(42または44)は

(2)第1の複数の実質的に平行な螺旋状隆起(34)であり、前記少なくとも1つの

表面特徴は第2の複数の実質的に平行な螺旋状隆起であり、前記第1の複数の実質的に平行な螺旋状隆起(34)は、少なくとも実質的に、前記第2の複数の実質的に平行な螺旋状隆起を補完する、請求項1に記載のプロテーゼ。

【請求項4】

前記少なくとも1つの突起は第1の複数の実質的に平行な環状隆起(14)であり、前記少なくとも1つの表面特徴は第2の複数の実質的に平行な環状隆起(14)であり、前記第1の複数の実質的に平行な環状隆起(14)は、少なくとも実質的に、前記第2の複数の実質的に平行な環状隆起(14)を補完する、請求項1に記載のプロテーゼ。

【請求項5】

前記第1の複数の実質的に平行な環状隆起(14)と前記第2の複数の実質的に平行な環状隆起(14)は両方、1センチメートル当たり少なくとも約4つの平行な隆起を有するように離間する、請求項4に記載のプロテーゼ。

【請求項6】

前記第1の複数の実質的に平行な環状隆起(14)と前記第2の複数の実質的に平行な環状隆起(14)は両方、少なくとも約0.1mmの高さを有する、請求項4に記載のプロテーゼ。

【請求項7】

前記第1のプロテーゼモジュールは、第1および第2の脚部を含む分岐プロテーゼモジュール(83)であり、前記第1の脚部は前記第1のプロテーゼモジュールの前記一端を含み、前記第2のプロテーゼモジュールは、前記第1の脚部とテレスコーピング接続を形成する大きさの延長モジュールである、請求項1、請求項3または請求項4に記載のプロテーゼ。

【請求項8】

前記第1のプロテーゼモジュール(40)の外側と、前記第1のプロテーゼモジュール(40)の内側のいずれか一方に配置された少なくとも第1のステント(68または70)と、前記第2のプロテーゼモジュール(50)の外側と、前記第2のプロテーゼモジュール(50)の内側のいずれか一方に配置された少なくとも第2のステント(68または70)とを含む、請求項1、請求項3または請求項4に記載のプロテーゼ。

【請求項9】

前記少なくとも1つの突起と前記少なくとも1つの表面特徴は共にしわまたはひだを含む、請求項1に記載のプロテーゼ。

【請求項10】

前記第1のプロテーゼモジュール(40)と前記第2のプロテーゼモジュール(50)間のテレスコーピング接続は、前記プロテーゼが60mmHgに加圧され37℃の水に浸されたときに4ニュートンより大きい引き抜き力に抵抗することができる、請求項1、請求項3、請求項4または請求項9に記載のプロテーゼ。